

令和7年度中の改定

- ① プレキャストコンクリート製品の導入促進に係る通知の改正（令和7年4月7日通知）
関連通知が複数存在したため、令和4年通知を改正して通知を一本化（令和3年通知は廃止）
- ② 農業水利施設保全補修ガイドブックの特別仕様書記載例への追記（令和7年6月5日通知）
頭首工（溪流取水工）、水路工、機能診断業務を対象にガイドブックを明記
- ③ 測量作業規定の一部改正（令和7年7月22日通知）
国土交通省の「作業規程の準則」の一部改正に伴い、「測量作業規定」を一部改正
- ④ 設計業務等の価格積算基準等の留意事項の一部改正（令和7年10月8日通知）
宿泊費及び宿泊手当において、落札率を考慮しない額で積算

令和8年度の改定

- ⑤ 賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いの試行
工事と同様に業務においても賃金等の変動に基づく業務費の変更（全体スライド、インフレスライド）を試行的に実施
- ⑥ 調査・測量・設計業務標準歩掛・参考歩掛の改定
ほ場整備（実施設計）の歩掛改正、機能診断調査（パイプライン）の歩掛制定
- ⑦ 熱中症対策費用の積上げ計上
調査、測量、設計業務において、工事と同様に熱中症対策費用を積上げ計上できるよう改正

①プレキャストコンクリート製品の導入促進に係る通知の改正

(施工企画調整室)

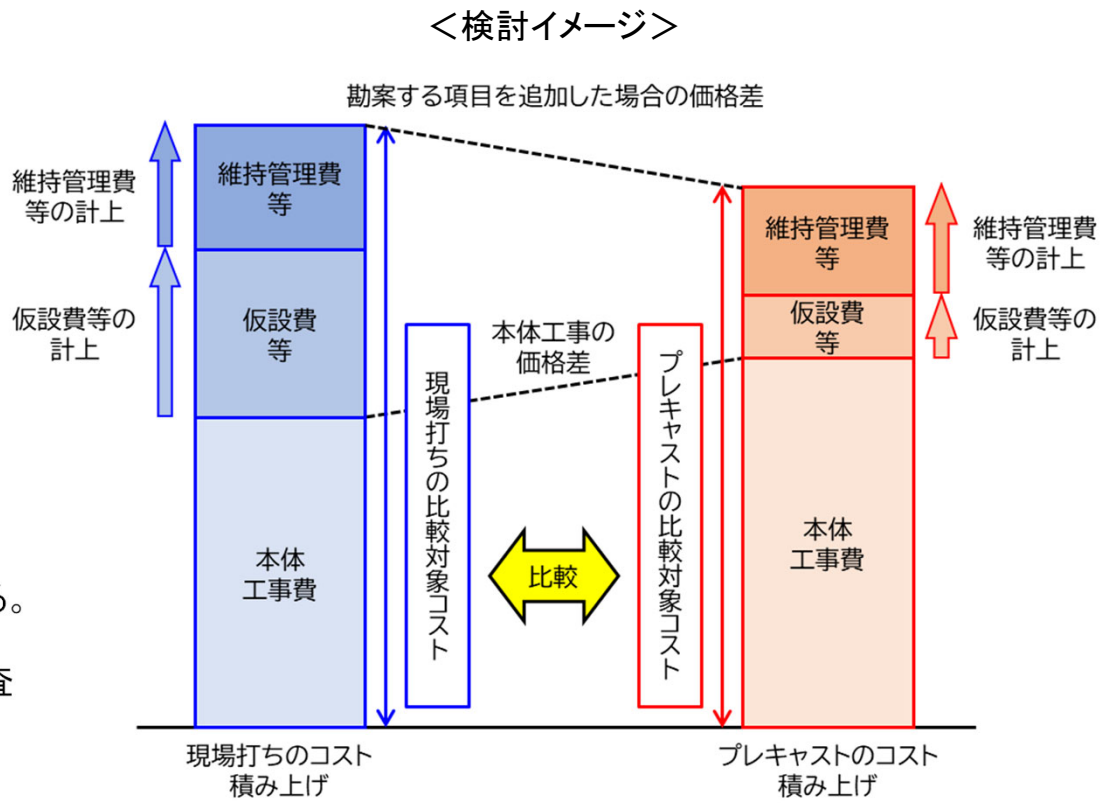
- 近年、工事現場における技能者不足などの課題に対応するため、更なる生産性の向上、工期短縮、施工管理の負荷軽減、安全性の向上など、工事現場の環境改善が強く求められている。特に、建設業において時間外労働の上限の基準が令和6年4月1日から適用されたことから、適切な工期設定は喫緊の課題。
- このため、農業農村整備においては、余裕期間の設定や工事の早期発注、複数年契約工事の検討などとともに、プレキャストコンクリート製品の導入をより一層促進するため、関連通知を一本化し、改めて通知。
【令和7年4月7日】

■農業農村整備における取組

- ・ 国営土地改良事業等におけるコンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進のため、車両による運搬が可能な規格のコンクリート構造物については、原則、プレキャスト化することとする。
- ・ なお、輸送路の制約等により導入の可否に精査が必要な場合は、検討項目を勘案のうえ比較検討するものとする(右図)。

適用に当たっての留意事項

- (1) 特殊車両による運搬が可能な規格のコンクリート構造物も対象とする。
- (2) 特殊形状のものは対象外とする。
- (3) 輸送路の制約等に係る以下①～③の確認により、導入の可否に精査が必要な場合は、右図のような検討を行うものとする。
 - ① 重量制限や道路線形など事前の輸送ルート
 - ② 現場周辺の待機場所の有無などの情報
 - ③ 関係機関、地元関係者と安全条件、騒音・振動などの環境条件等



※ 農林水産省農村振興局通知「コンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進について（令和4年11月10日、令和7年4月7日(一部改正)）」

②農業水利施設保全補修ガイドブックの特別仕様書記載例の追記

(施工企画調整室)

特別仕様書記載例(頭首工(溪流取水工)・水路工・施設機能診断業務)において、新技術や新工法の選定に当たり、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)に加えて、農業水利施設保全補修ガイドブックを積極的に活用するよう追記。

【令和7年3月26日】【令和7年6月5日】

- 農業水利施設保全補修ガイドブック2024(令和6年7月発行)は、旧版(2022版)から新規工法の追加及び掲載内容の更新を行い、約240件の補修・補強工法等の技術の最新情報が紹介されている。

【掲載内容】

- ①開水路(ボックスカルバート含む)
- ②水路トンネル
- ③鋼矢板水路
- ④パイプライン
- ⑤頭首工
- ⑥その他対策工法等
- ⑦調査・診断の技術
- ⑧開水路の簡易補修工法

農業水利施設保全補修 ガイドブック 2024

一般社団法人
農業土木事業協会

③測量作業規程の一部改正

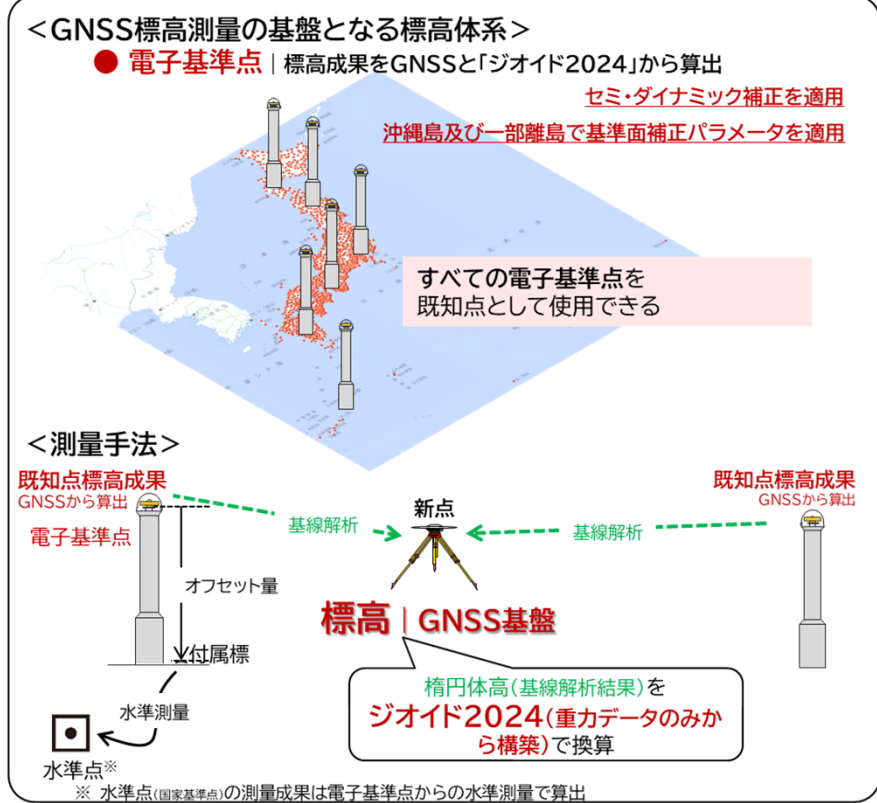
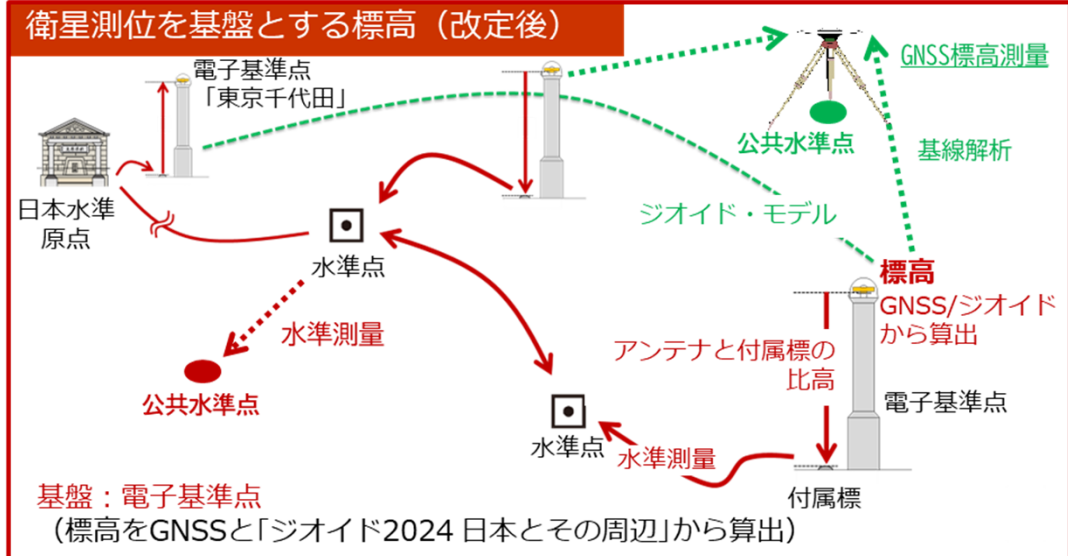
(施工企画調整室)

令和7年4月に全国の標高成果が衛星測位を基盤とする「測地成果2024」に改定され、新たなGNSS標高測量を公共測量に導入することや3次元点群データを使用する測量技術の活用等について「作業規定の準則」へ反映されたことに伴い、「測量作業規定」を一部改正。
【令和7年7月22日】

【主な改正点】

- 全国の標高成果(測地成果2024)の改定
電子基準点等の基準点の標高成果を、令和7年4月1日から衛星測位を基盤とする最新の値へ改定

- GNSS標高測量の新設
現行の「GNSS測量機による水準測量」の代替えとなるGNSS標高測量(3級水準測量を新設)

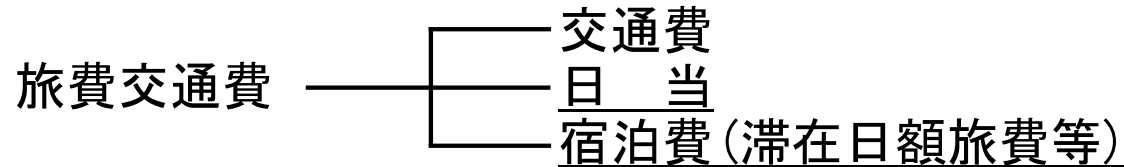


※国土地理院ホームページより

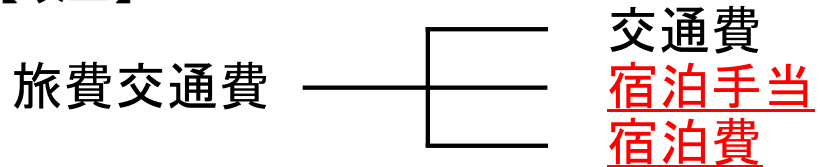
④設計業務等の価格積算基準等の留意事項の一部改正

(施工企画調整室)

【現行】

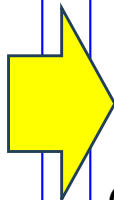


【改正】



○日当
作業打合せ及び現地調査等を実施するために必要な費用
2,200円/日
※移動に要する日が0.5日未満で昼食を要しない場合は1/2の額(1,100円)を計上

○宿泊費(滞在日額旅費等)
職種に応じた普通旅費及び滞在日額旅費
5,930円~13,100円
例えば、技師A(6級相当、乙地方) 9,800円
 技師長(9級相当、甲地方) 13,100円
※泊数に応じて定額計上



○宿泊手当
宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用
2,400円/日
内訳 朝食 800円
 夕食 800円
 諸雑費 800円
※宿泊に朝食、夕食が含まれている場合は減額計上

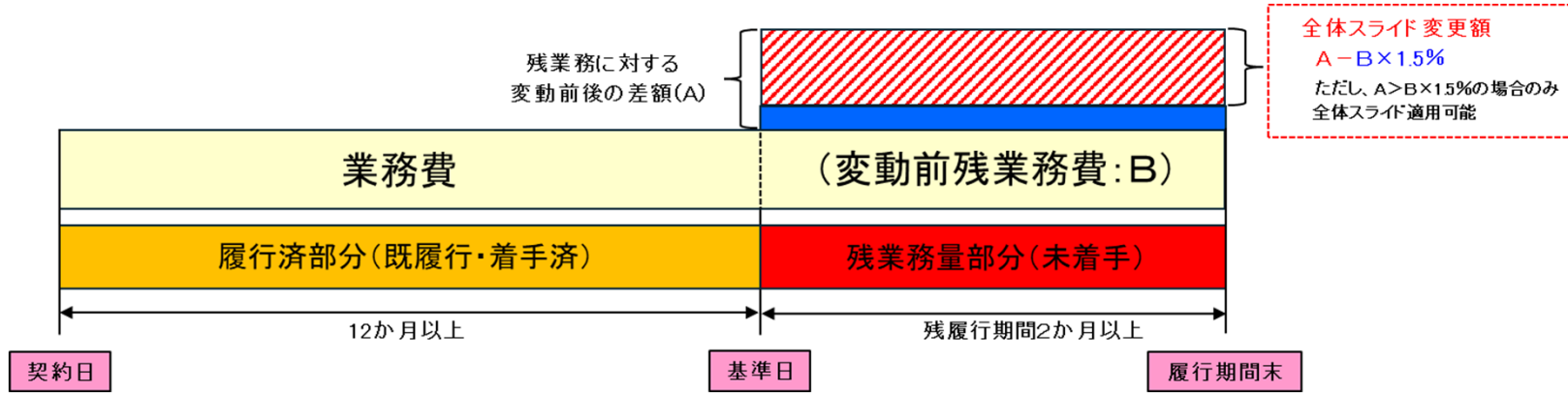
○宿泊費
地域の実情を勘案して定める額(宿泊基準額)
8,000円~19,000円
例えば、福島県、山口県 8,000円
 東京都、京都府等 19,000円
※宿泊基準額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額を計上。なお、宿泊情報(例:宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書)が分かる資料の提出が必要。

⑤賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いの試行

(施工企画調整室)

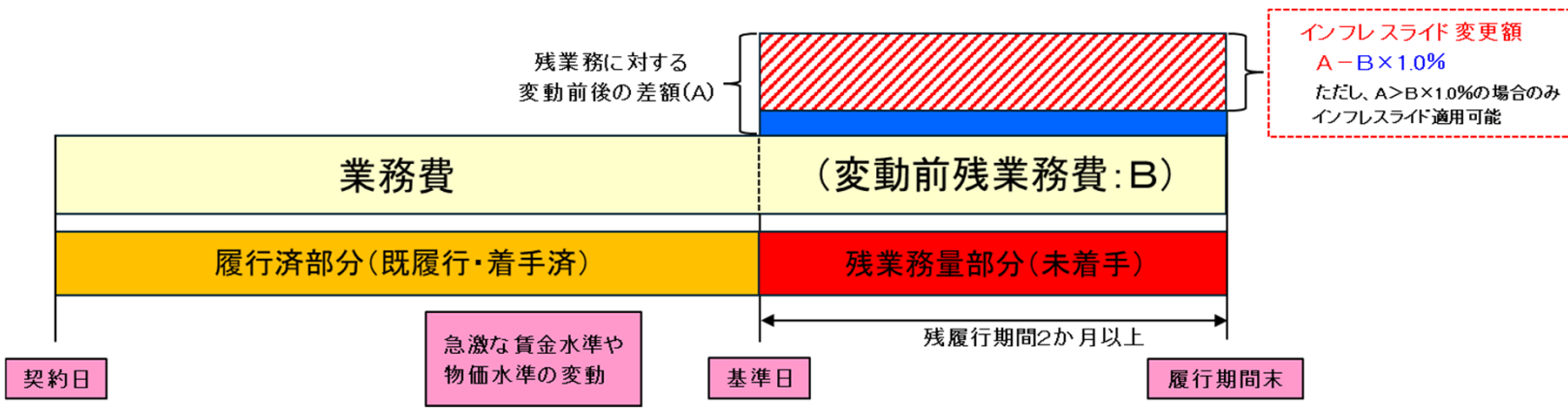
○ 令和8年度以降に新規契約となる業務等（調査・測量・設計）を対象に、工事請負契約に準拠した、全体スライド、インフレスライドを試行的に実施。

全体スライド



○ 業務契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認められるときに業務費を変更

インフレスライド



○ 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、業務費が著しく不当となったときに業務費を変更

急激な賃金水準や物価水準の変動

⑥調査・測量・設計業務標準歩掛・参考歩掛の改定

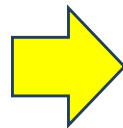
(施工企画調整室)

- 実態調査の結果を踏まえ、ほ場整備（実施設計）の歩掛改正。
- 実態調査の結果を踏まえ、機能診断調査（パイプライン）の歩掛制定。

■ ほ場整備（実施設計）

【現行】

作業項目	技師A換算値
(1)現地調査～ (14)点検とりまとめ	200.60



【改定】

作業項目	技師A換算値
(1)現地調査～ (14)点検とりまとめ	210.95

■ 機能診断調査（パイプライン）の歩掛を制定

作業工程	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
現地踏査		3.0	3.1		3.5	
漏水量調査・圧力調査		1.8	3.8	4.6	5.8	
ひび割れ状況			3.2	3.2	3.2	
内面塗装の劣化状況			1.9	1.9	2.4	
発錆状況			1.8	1.8	2.3	
たわみ量測定			2.5	2.5	2.5	
蛇行、沈下の状況		0.9		1.3	1.4	
継手曲げ角度、間隔			2.4	2.6	2.4	
その他調査(弁類調査)		2.1		3.1	3.1	
点検とりまとめ	1.8	2.1		3.1		

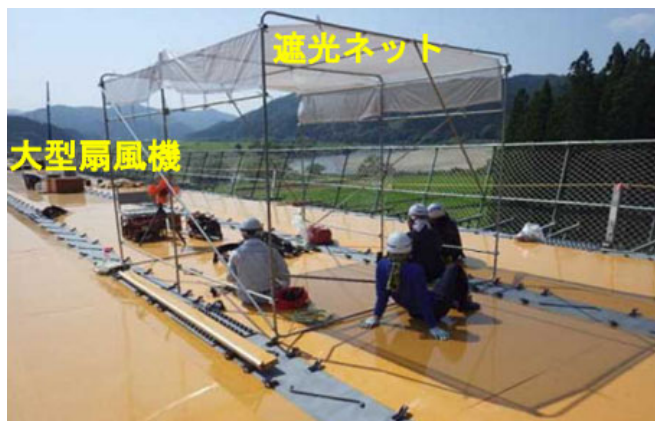
⑦熱中症対策費用の積上げ計上

(施工企画調整室)

○調査、測量、設計業務において、工事と同様に熱中症対策費用を積上げ計上できるように改正。

- ・ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用として、遮光ネット、大型扇風機、送風機、給水器、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等が対象。

【メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置】



【休憩所から離れている個所に休息車を配置（車内にクーラーや温冷庫を設置）】



【現場休憩所にテント・ミストファン設置】



※これ以外の品目についても、実態に応じ計上することも可能

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)

⑦熱中症対策費用の積上げ計上

熱中症対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該業務における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該業務における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。

設置期間分の減価償却費については国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上決定するものとする。

- ・現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複がないことを確認する
- ・主に作業員個人に対する熱中症対策費用は、空調服、熱中症対策キット、経口補水液、塩飴等を対象。

【空調服】



ヘルメット取付ソーラー充電式ファン
とクーリングベルト



熱中症対策キット



経口補水液等



塩飴等

写真出典:「建設現場における熱中症対策事例集」
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)

〔注〕個人の所有するもの
ではないことに留意